

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

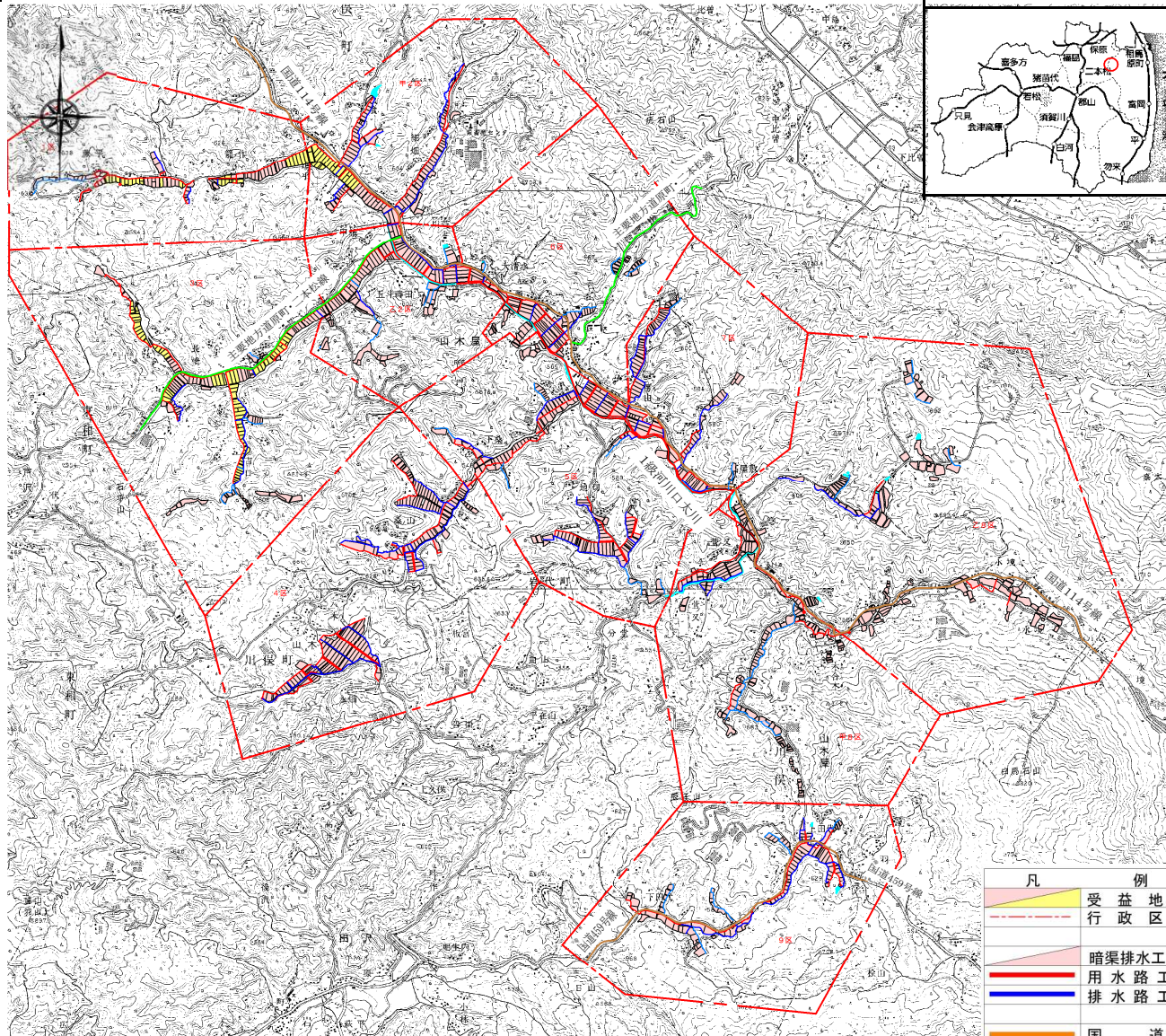
令和2年12月時点

NO.	68	事業名	農業基盤整備促進事業 山木屋地区（基金型）	事業番号	(5)-42-2
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	(3,834,027) 3,984,027（千円）		全体事業費	(4,286,000) 4,286,000（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災以前の山木屋地区は、地域農業者を中心に農用地並びに農業用施設の保全管理が行われてきた。しかしながら、東日本大震災による原子力災害の影響により計画的避難区域に本地区が指定され、農用地等を管理する地域農業者も避難した結果、従前のようなきめ細やかな維持管理が不可能となり、農用地の荒廃や農業用施設の機能低下が進んでいる。</p> <p>特に農用地については6カ年に渡って作付け休止を余儀なくされたことから、暗渠排水の機能不全や鳥獣被害等が発生しており、営農再開はもとより農村地域の活性化のための抜本的な営農計画の見直しや生産性向上に努める必要がある。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、被災農家を含めた地域住民の帰還の促進や営農再開後の農業経営の合理化を図り、さらには、営農の展開に向けた生産体制の構築など、農村地域の再生加速化を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本地区は、川俣町南東部の阿武隈山系に位置する高原地帯であり、基盤整備については昭和40年代以降順次進められてきた。しかしながら上述のとおり、東日本大震災による原子力災害の影響により、営農再開はもとより地域農業の持続的発展に向けた農業基盤の整備が急務となっていることから、暗渠排水、用水路及び排水路の整備を行うものである。</p> <p>農業基盤整備促進事業 A = 236ha</p> <ul style="list-style-type: none">・暗渠排水工 A = 223ha・用水路工 L = 39.7km・排水路工 L = 40.2km <p>第33回申請については、暗渠排水工、用水路工、排水路工及び用地買収を行う。</p> <p>【川俣町復興計画の記載】</p> <p>IV 復興施策</p> <p>4 豊かで活力のあるまちへの復興</p> <p>(1) 農林業の復興</p> <p>山木屋地区は農業が基幹産業であり、町内農地の概ね5割を山木屋地区が占めており、専業農家の割合も高い地域である。住民帰還及び農業の再開に向け、荒廃した農業施設の基盤整備は急務となっているため、除染作業と、暗渠排水・用水路整備等を一体的に進め、農業の復興を積極的に推進する。</p> <p>【福島県復興計画の記載】</p> <p>(6) 農林水産業再生プロジェクト</p> <p>2 農業の再生</p> <ul style="list-style-type: none">②農地整備や海岸保全施設の整備など農林水産業基盤の強化④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進					

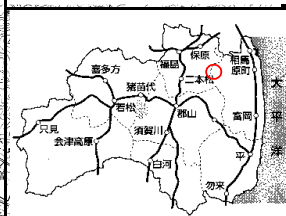
当面の事業概要	
<平成 26 年度> 測量設計、工事 <平成 27 年度> 測量設計、工事 <平成 28 年度> 測量設計、用買・補償、工事 <平成 29 年度> 測量設計、用買・補償、工事 <平成 30 年度> 測量設計、用買・補償、工事	<令和元年度> 測量設計、用買・補償、工事 <令和 2 年度> 測量設計、用買・補償、工事 <令和 3 年度> 用買・補償、工事 <令和 4 年度> 測量設計、用買・補償、工事
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>本地区は計画的避難区域であったことから、農用地並びに農業用施設の維持管理が不可能となり、農用地の荒廃や農業用施設の機能低下が進んでいることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。</p> <p>また、本地区は復興庁、環境省及び農林水産省による「除染・復興加速のためのタスクフォース」において農地の除染と農業生産性の同時達成のモデル地区として検討、調整等が進められてきたところである。</p>	
関連する事業の概要	

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

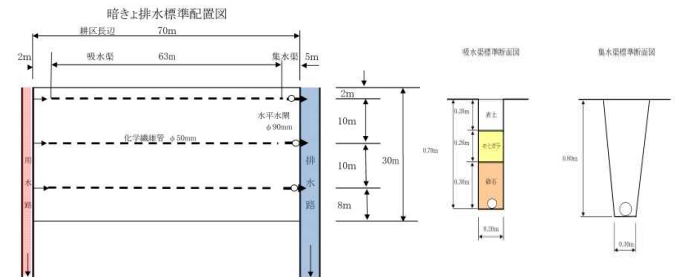
計画一般図



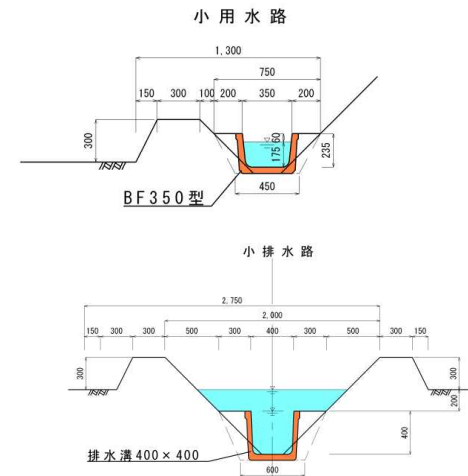
位置図



標準区画割図



標準構造図



NO : 68
 事業番号 : (5) - 42 - 2
 事業名 : 農業基盤整備促進事業
 地区名 : 山木屋地区(川俣町)